

(別紙第1)

(裁判所時報掲載予定)

最高裁判二第277号

(訟一6)

平成12年8月28日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 堀 籠 幸 男

証拠等関係カードの様式等について (通達)

標記の様式等について下記のとおり定めましたので、刑事の通常第一審事件及び控訴事件並びに再審開始決定後の再審請求事件においては、これによるようお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

- 1 証拠調べ手続の経過 (冒頭陳述を除き、公判期日外のものを含む。) 及び被告人の供述 (冒頭手続における陳述、公判手続の更新の際の陳述、最終陳述及び明らかに手続的な供述を除く。以下同じ。) がされた事実は、できる限り別紙様式第1から別紙様式第3までの証拠等関係カードに記載し、公判期日又は準備手続期日に行われた事項の記載については、それぞれ公判調書又は準備手続調書の一部とする。
 - (1) 別紙様式第1は、被告人が1名の場合に使用する。
 - (2) 別紙様式第2は、被告人が複数の場合に使用する。
 - (3) 別紙様式第3は、別紙様式第1又は別紙様式第2の証拠等関係カードの記載

を補充する場合に使用する。

- 2 公判期日における証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに被告人に対する質問及びその供述は，別紙様式第4の調書に記載し，これを公判調書の一部とする。

なお，事務の効率的な処理を図るため特に必要な場合には，記載事項を変更しない限度において，ワードプロセッサによる作成に便宜な様式等これと異なる様式によることも差し支えない。

- 3 裁判所書記官が作成する調書に押印すべき裁判所書記官の印は，認め印を使用する。
- 4 証拠等関係カードの記載要領については，刑事局長及び総務局長から別途通達する。

付 記

- 1 実施

この通達は，平成13年1月1日から実施する。

- 2 通達の廃止

昭和51年11月20日付け最高裁判二第232号事務総長通達「証拠等関係カードの様式等について」は，平成12年12月31日限り，廃止する。

- 3 経過措置

- (1) この通達の実施の際，従前の様式による用紙が残存している場合には，これを使用して差し支えない。
- (2) この通達の実施の際，現に作成されている証拠等関係カードについては，これを引き続き使用することも差し支えない。

請求者等		平成 年 () 第 号					
証拠等関係カード (No.) (このカードは、公判期日又は準備手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)							
番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等) 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見	結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	期 日	内 容	期 日	内 容	
	[] ----- ()						
	[] ----- ()						
	[] ----- ()						
	[] ----- ()						
	[] ----- ()						

(被告人一名用)

